

(審査庁)

安八町長

堀



審査請求についての裁決の概要の公表について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第85条の規定に基づき、審査庁が行った審査請求の裁決等の内容について下記のとおり公表する。

記

[不服申立ての裁決等の内容]

① 審査請求年月日

平成29年 6月 2日

② 裁決日

平成29年 6月26日

③ 処理期間

25日

④不服申立ての概要と裁決内容

1) 処分の類型（法令根拠）

町職員の行政処分（指導処分「嚴重注意」）に対する不服審査請求

2) 裁決内容（認容、棄却等）

却下（行政不服審査法第2条に規定されている審査請求人ではないため）